

(答申第152号)

## 答 申

### 第1 審査会の結論

岐阜県知事（以下「実施機関」という。）が行った公文書部分公開決定において、JR東海従業員の氏名（以下「従業員氏名」という。）を非公開としたことは妥当である。

### 第2 諮問事案の概要

#### 1 公文書公開請求等

##### (1) 公文書公開請求

審査請求人は、岐阜県情報公開条例（平成12年岐阜県条例第56号。以下「条例」という。）第11条第1項の規定に基づき、平成30年3月30日付けで実施機関に対し、次のとおり公文書公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

##### (2) 本件公開請求の内容

- ア リニア中央新幹線建設発生土活用連絡調整会議（以下「連絡調整会議」という。）に係る記録全て（開催通知、議事録、資料等）
- イ リニア中央新幹線建設発生土の処分・搬入候補地について、連絡調整会議の構成メンバー等への候補地照会及びその回答等
- ウ リニア中央新幹線建設発生土の処分・搬入先についての県とJR東海のやり取りの記録（連絡調整会議内でのやり取りを除く）。リニア中央新幹線建設発生土の処分先について、JR東海からどのような要請があり、それに対して県がどのような対応をしたかに始まり、その後の経過がわかるもの

#### 2 実施機関の決定

実施機関は、本件公開請求の対象公文書として「連絡調整会議の議事録・資料」、「建設発生土の処分・搬入候補地に関する資料」及び「JR東海からの報告文書」の計88件を特定し、条例第6条第1号、第3号及び第6号に該当する情報が記録されているとして公文書部分公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成30年5月11日付け公文書第35号により、審査請求人に通知した。

また、「(2) 本件公開請求の内容 ア」のうち、連絡調整会議に係る開催通知については、対象公文書が保存期間の満了により廃棄済みであることを理由として公文書非公開決定を行い、同日付け公文書第35号の2により、審査請求人に通知した。

#### 3 審査請求

審査請求人は、本件処分において、従業員氏名を非公開としたことを不服として平成30年8月8日付けで、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

#### 4 諮問

実施機関は、条例第18条第1項の規定に基づき、平成30年8月27日付け公文第80号で、本件審査請求について、岐阜県情報公開審査会（以下単に「審査会」という。）に諮問した。

### 第3 審査請求人の主張

#### 1 審査請求の趣旨

本件処分で非公開とされた部分のうち、従業員氏名の公開を求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人が主張する本件審査請求の理由は、おおむね以下のとおりである。

(1) 従業員氏名は、下記の理由により「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当するため公開すべきである。

ア 岐阜県環境影響評価審査会で傍聴者に配付される出席者名簿においてJR東海の従業員である環境保全事務所（岐阜）所長の氏名が明記されている。

岐阜県環境影響評価審査会について情報公開請求を行えば、傍聴者に配付した出席者名簿も当然公開されるであろうし、傍聴者が配付された名簿をインターネット上に掲載することも可能であり、現に一部の名簿は掲載されている。

イ 静岡県中央新幹線環境保全連絡会議の出席者名簿には、JR東海の役職者のみならず、担当者の氏名が記載されており、同名簿は静岡県ホームページにおいて公表されている。また、中津川市及び恵那市がホームページに掲載している各市の環境審議会の記録には、環境保全事務所（岐阜）所長の氏名が明記されており、現に公衆が知り得る状態に置かれている。

その他、中津川商工会議所及び可児市議会のホームページ並びにブログ等に従業員氏名が掲載されている。

ウ 新聞記事（審査請求書に8点の記事を添付した。）においてJR東海の従業員である環境保全事務所（岐阜）所長及び岐阜工事事務所長の氏名や写真が掲載されている。

(2) リニア中央新幹線は全国新幹線鉄道整備法に位置付けられた極めて公共性・公益性の高い事業であり、公共事業に準じた透明性・公平性が強く求められている。また、リニア中央新幹線の建設及び供用による生活環境・自然環境への深刻な影響は不可逆的であり大規模かつ長期間に及び、住民・県民の生命、健康、生活又は財産を脅かすおそれが高く、公害・環境破壊を未然に防止あるいは低減するためには、計画段階から住民に対して十分な情報公開と参加が保障されなければならない。

連絡調整会議は、岐阜県が設置し、税金で運営しているものである。仮に非公開で行うべきやむを得ない事由があるとしても、事後にその記録は公開されなければならない。例えば、会議の構成員に犯罪被害者などの当事者が含まれる場合など、プライバシーに配慮を要するケースもあるかもしれないが、本件はそのような非公開にすべき合理的理由はない。

岐阜県は、対外交流費の支出に係る会議の出席者氏名を積極的に公表している。連絡調整会議は、岐阜県がJR東海の便宜のために開催しているものであり、対外交流費の支出に係る会議と同様、氏名を公開すべきである。

#### 第4 実施機関の主張

##### 1 趣旨

本件審査請求を認容しない旨の答申を求める。

##### 2 本件処分の理由

実施機関が主張する本件処分の理由は、おおむね以下のとおりである。

(1) 従業員氏名は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることは明らかである。

また、従業員氏名は、下記の理由により「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当しないため非公開とすべきである。

ア 岐阜県環境影響評価審査会において、出席者名簿が傍聴者を含む会議参加者に対して便宜上配付されたことで、従業員氏名の情報を会議参加者が一時的に知り得ただけであり、これをもって従業員氏名が、現に公衆が知り得る状態に置かれているとはいえない。また、傍聴者が配付された資料をインターネット上に掲載したとしても、それは特定の個人が自主的に掲載しただけであり、これをもって、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」とは言えない。

なお、岐阜県ホームページで公表している岐阜県環境影響評価審査会の議事録において、従業員氏名を含む個人情報公表されておらず、同審査会の担当課によれば、別になされた情報公開請求に対する決定において、岐阜県環境影響評価審査会の出席者名簿に含まれる民間事業者の氏名は、非公開とされている。

イ 会議出席者名簿の公表の判断は、各団体によるものであり、岐阜県の判断に影響するものではない。実施機関が調査したところによれば、環境影響評価手続の記録をホームページで公表している他のリニア沿線自治体のうち、従業員氏名を公表している自治体もあれば、岐阜県と同様非公表としている自治体もある。

ウ 新聞記事に掲載された氏名や写真は、一時的に公衆が知り得る状態に置かれたとしても、新聞への掲載後相応の時間が経過したことから、本件処分の時点において現に公にされているとまでは言い難い。

また、新聞記事はあくまでも報道機関がその取材に基づき独自に報道したものであるから、これをもって「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」とは言えない。

(2) 対外交流費とは、必要な政策の推進のため、県が外部の者との情報交換を目的に行う、飲食を伴う懇談会開催に要する経費であり、連絡調整会議は飲食を伴う懇親会ではないためこれには該当しない。また、連絡調整会議はJR東海の便宜のために行われる会議ではない。

なお、従業員氏名について、条例第8条を適用して公開すべき公益上の必要性があるものともいえない。

## 第5 審査会の判断

審査会は、本件諮問事案について審査した結果、次のように判断する。

### 1 対象公文書の特定について

実施機関は、本件公開請求に係る対象公文書として、前記「第2 諮問事案の概要」のうち、「2 実施機関の決定」に記載のとおり特定した。

この点について、審査請求人も特段不服を述べておらず、本件対象公文書の特定は妥当と認められる。

### 2 本件処分妥当性について

従業員氏名が、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることは明らかであり、条例第6条第1号本文に該当すると認められる。その上で、審査請求人は、同号ただし書イに該当するため公開すべきと主張していると認められることから、以下、従業員氏名の同号ただし書イ該当性等について検討する。

なお、従業員氏名が、条例第6条第1号ただし書イのうち、「法令又は条例（以下「法令等」という。）の定めるところにより公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に当たらないことについては、当事者間に争いがなく、公にすべきとする法令等の存在も認められない。

#### (1) 条例第6条第1号イ該当性について

##### ア 条例第6条第1号ただし書イ（慣行公情報）の趣旨

「慣行として」とは、慣習（社会生活の中で反復して行われ、ある程度まで人の行動を拘束するようになった一種の社会規範をいう。以下同じ。）として「公にされ、又は公にすることが予定されている」ことを意味する。

もっとも、慣習法としての法規範的な根拠を要するものではなく、事実上の慣習として「公にされ、又は公にすることが予定されている」ことで足りる。

一方で、当該個人情報又はこれと同種の個人情報が現に公にされたことがあったとしても、それが個別的又は一時的なものにとどまる限り、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」には当たらない。

さらに、マスコミ報道等により明らかにされたことのある個人情報であっても、そのことをもって直ちに「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」となるわけではない。マスコミ報道等により個人情報が流過程に置かれるということと、行政機関が公文書を公開することにより個人情報を公開するというものでは、当該情報の信用性、意義、評価において大きく異なる場合があり得る。

次に、同号ただし書イの「公にされ」とは、当該情報が現に公衆が知り得る状態に置かれていれば足り、現に公知（周知）の事実である

必要はないことを意味するものである。

イ 条例第6条第1号ただし書イ該当性

(ア) 審査請求人は、岐阜県環境影響評価審査会で傍聴者に配付される出席者名簿において環境保全事務所（岐阜）所長の氏名が明記されていること、岐阜県環境影響評価審査会について情報公開請求を行えば、傍聴者に配付した出席者名簿も公開されるであろうこと及び傍聴者が配付された名簿をインターネット上に掲載することが可能であり、現に一部の名簿は掲載されていることをもって従業員氏名を公開すべきと主張している。

しかし、審査会が実施機関から聴取したところによれば、出席者名簿は傍聴者を含む会議参加者に対してのみ便宜上配付されたにとどまるものであり、岐阜県ホームページで公表している岐阜県環境影響評価審査会の議事録においては、従業員氏名を含む個人情報公表されておらず、また、別になされた情報公開請求に対する決定においても、岐阜県環境影響評価審査会の出席者名簿に含まれる民間事業者の氏名は、非公開とされているとのことであった。

そうすると、出席者名簿の配付は参加者に対象を限定して行われたものであり、従業員氏名は公表されておらず、また、情報公開請求に対する決定においても公開されていないことから、現に公衆が知り得る状態に置かれているとは認められない。

また、傍聴者によりインターネット上に掲載されたとしても、それは傍聴者が個人的に行ったものに過ぎず、個別的事例にとどまるものであることから、出席者名簿を公にする事実上の慣習があるものとは認められない。

(イ) 次に、審査請求人は、他団体のホームページにおいて従業員氏名が公表されていることをもって、従業員氏名を公開すべきと主張する。

しかし、実施機関に聴取したところによれば、従業員氏名の公表の判断は各団体によるものであり、環境影響評価手続の記録をホームページで公表している他のリニア沿線自治体のうち、従業員氏名を公表している自治体もあれば、岐阜県と同様非公表としている自治体もあるとのことであった。

そうすると、従業員氏名の公表は団体ごとに異なり、全ての団体が公表しているわけではなく、岐阜県自体も公表していないことから、他団体による従業員氏名の公表は、やはり個別的事例にとどまるものであって、事実上の慣習であるとまでは認められない。

(ウ) また、審査請求人は、新聞記事において環境保全事務所（岐阜）所長及び岐阜工事事務所長の氏名及び写真が掲載されていることをもって、従業員氏名を公開すべきと主張する。

審査請求人が提出した資料によれば、リニア中央新幹線事業に係る新聞記事の中で、JR東海の従業員である環境保全事務所（岐阜）所長及び岐阜工事事務所長の氏名や写真が複数回新聞記事に掲載され

たことは事実である。

しかし、新聞記事は、一般に、国立国会図書館その他公立図書館において、原則として閲覧し、又は写しを入手できる状態にあるものの、例えば、日刊新聞が毎日大量の新聞記事を掲載した朝刊や夕刊を発刊していることに鑑みれば、その量は膨大であって、すべての新聞記事に掲載された情報について何人も容易に検索できる状態にあるとはいえない。

本件についてみるに、各新聞記事への掲載後3年半から6年半の時間を経ており、また、当審査会事務局職員をして、実施機関に確認させたところ、本件審査請求に係る環境保全事務所（岐阜）所長等はいずれも既に離任していることが認められる。

そうすると、各新聞記事への掲載後少なくとも3年半の時間が経過した処分時点において、環境保全事務所（岐阜）所長等の氏名は、新聞記事により何人も容易に検索できる状態にあるとはいえず、また、本件審査請求に係る環境保全事務所（岐阜）所長等は既に離任し、他の者が着任していることから、現に公衆が知り得る状態に置かれているとは認められない。

（エ）したがって、本件処分において非公開とされた従業員氏名は、いずれも条例第6条第1号ただし書イには該当しない。

## （2）審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、リニア中央新幹線は全国新幹線鉄道整備法に位置付けられた極めて公共性・公益性の高い事業であり、公共事業に準じた透明性・公平性が強く求められているとともに、リニア中央新幹線の建設及び供用は、住民の生活環境及び自然環境への影響が大きく、計画段階から住民に対して十分な情報公開と参加が保障されなければならないことから従業員氏名を公開すべきと主張している。

確かに、リニア中央新幹線は公共性・公益性の高い事業であり、透明性・公平性が強く求められる事業であるとともに、住民生活等に影響の大きい事業であり、計画段階から住民に対して十分な情報公開と参加が保障されなければならないとの審査請求人の主張は首肯できる。

しかし、上記主張に鑑みても、従業員は、役員と異なり会社の経営方針等に直接関与していないことから、個人情報として原則保護される権利利益を犠牲にしてもなお、従業員個人の氏名を公開しなければならないまでの必要性は認められない。

したがって、本件処分において非公開とされた従業員氏名は、条例第6条第1号ただし書ハ又は条例第8条のいずれにも該当しない。

その他、審査請求人は対外交流費の支出に係る会議の出席者氏名と同様に、本件処分において非公開とされた従業員氏名を公開すべきと主張するが、連絡調整会議は対外交流費の支出に係る会議と性質を異にするものであるため、審査会の判断に影響するものではない。

## 3 結論

以上により、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 第6 審査会の処理経過

審査会は、本件諮問事案について、以下のように審査を行った。

	審 査 の 経 過
平成30年8月27日	実施機関から諮問を受けた。
平成30年9月19日	実施機関から弁明書（写し）を受領した。
平成30年10月11日	実施機関から反論書（写し）を受領した。
平成30年11月13日 （第156回審査会）	諮問事案の審議を行った。
平成30年12月26日 （第157回審査会）	実施機関から口頭意見陳述を受けた。 諮問事案の審議を行った。
平成31年2月7日 （第158回審査会）	諮問事案の審議を行った。

（参考） 岐阜県情報公開審査会委員

役 職 名	氏 名	職 業 等	備 考
	加藤 享子	岐阜県商工会女性部連合会副会長	
	川田 智子	行政書士	
会 長	栗山 知	弁護士	
	下條 芳明	朝日大学法学部教授	
	和田 恵	弁護士	

（五十音順）